

# セーフティネット保証2号認定申請について

**認定の対象者及び要件** 次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 栃木市内に事業実態のある事業所があること。
- ② 指定事業者<sup>(※)</sup>と直接的または間接的に取引を行っている中小企業者であり、かつ、指定事業者<sup>(※)</sup>との事業活動に20%以上依存していること。
- ③ 事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下「売上高等」）の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績または見込みが前年同期比で10%以上であること。

(※) 法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者のことをいう。

## 認定申請に必要な提出書類

- 認定申請書 2枚**（うち1枚は複写可）

「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書」

1枚⇒認定後、申請者へ認定書として返却

1枚⇒市の控え

※申請書の様式は2種類あります。該当する様式で申請してください。

・直接的取引がある場合：(イ)

・間接的取引がある場合：(ロ)

- 申請書の添付資料**（市指定様式）

- 指定事業者と直接または間接的に取引を行っていることが分かる書類**

例：売上台帳、仕上台帳、納品書 など

- 月別の売上高等の実績、申請書の記入数値が分かる書類**（コピー可）

例：残高試算表、売上台帳、決算書、確定申告書 など

- 栃木市内で事業を行っていることが分かる書類**（コピー可）

例：定款、登記事項の証明書、事業所の所在地・納税地の記載のある確定申告書など

【認定申請及び認定書の受領を金融機関等に委任する場合】

- 委任状**（市指定様式） ※ 内部の従業員や家族の場合は不要

## 注意事項

認定書の発行まで日数を要しますのでご了承ください。

〒328-8686 栃木市万町9番25号 栃木市役所  
産業振興部 商工振興課（本庁舎4階：4A-7窓口）  
TEL：0282-21-2371・2372